

## 天皇の役割・位置づけ関連

### 資料1

◇1945年8月11日付 ジェイムス・バーンズ米国務長官回答

1) 降伏のときより、天皇および日本国の政府の国家統治の権限は、降伏条項の実施のため、その必要と認める措置をとる連合軍最高司令官の制限の下に置かれるものとする。

4) 日本国政府の最終形態は、「ポツダム宣言」に従い、日本国民の自由に表明する意思によって決定されるべきである。

◇木戸幸一内大臣の手記「日記に関する覚書」の中の「陛下の御決意について」  
「聯合国の回答の第四項に人民の自由意思による云々について、国体論者の間に反対論が擡頭して来た情勢となって来た。この情勢について私は拝謁の際委曲申上げたところが、陛下は「それで少しも差支えないではないか。仮令聯合国が天皇統治を認めて来ても人民が離反したのではしようがない。人民の自由意思によって決めて貰って少しも差支えないと思ふ」と仰せになったので、私は始めて目が覚めた様に思ひ、陛下が人民に対し絶対に御信頼になって居る御態度に頭の下る思ひがしたのであった」

◇「玉音放送」を聞いて(亀井勝一郎)

「天皇とは、民族における人間悲劇の至高なる表現であるといふことです。現存する三つの勅願寺、即ち、法隆、薬師、東大の三大寺を、私はかりそめの眼をもつて眺めることは出来ませぬ。天皇の人生苦の、これは一大記念物であります。一軀の菩薩像、一本の柱、また礎石、それらの下に白骨と化した古人の悲痛が眠つてゐる、史書はこれを静かに喚び起し、亡霊の言葉を伝えるのであります。陛下の遠き御祖(みをや)の靈(みたま)は、血族の相剋と、民の窮乏と、自然の暴威と、それらの諸々の不安を告げ給ひ、また渾身の御祈念を洩らさるるのであります。」(亀井勝一郎)

◇「彼らの天皇は、祖先の美德を伝える民族の生ける象徴である」(1945年10月、連合軍総司令官マッカーサーの軍事秘書ボニー・フェラーズのマッカーサー宛進言メモ)

・和辻哲郎『国民統合の象徴』

「天皇を生み出した地盤は原始社会における原始的な祭祀である。王の呪術的起源ということは世界に共通な事実であって、わが国に限ったことではない。が、わが国では不思議にこの原始的伝統がさまざまなメタモルフォーシスを経つつ後の発展諸段階のうちに持続していった」「わが国民は原始的な祖先が人類通有の理法に従って選んだ象徴を伝統的に守りつづけたのである」

◇日本国憲法

第一章 天皇

CHAPTER I. THE EMPEROR

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

Article 1. The Emperor shall be the symbol of the State and of the unity of the people, deriving his position from the will of the people with whom resides sovereign power.

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

Article 2. The Imperial Throne shall be dynastic and succeeded to in accordance with the Imperial House Law passed by the Diet.

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

Article 3. The advice and approval of the Cabinet shall be required for all acts of the Emperor in matters of state, and the Cabinet shall be responsible therefor.

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

Article 4. The Emperor shall perform only such acts in matters of state as are provided for in this Constitution and he shall not have powers related to government.

◇君主の伝統的権能だった恩赦権、軍の統帥権を失い、立法の裁可権を失い公布権のみが残され、行政権も明確に内閣に属するとされた。「君主の権能のいわば分解過程の極限を示している」(佐藤功『君主制の研究』)

◇「旧憲法における天皇のあり方を否定し、そのことを通じて国民主権原理が登場してきたことの意味を示すもの」(樋口陽一ほか『注釈日本国憲法』)

◆キーワード「信頼と敬愛」

◇昭和21年年頭の詔書(人間宣言)

「朕ハ爾等国民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ」

◇平成28年8月8日 象徴としての務めについてのビデオ・メッセージ

「天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来ました。こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました。皇太子の時代も含め、これまで私が皇后と共に行って来たほぼ全国に及ぶ旅は、国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井の人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした」

◇波平恵美子・お茶の水女子大名誉教授(文化人類学)

「日本は、隣の朝鮮半島や漢民族と異なり、子どもたちのうち一人だけを残して残りの子どもを家族成員から出すという構成原理を発達させた代わりに、娘の夫を継承者にするという娘婿の制度や、養子は必ずしも夫の親族でなくてもよく、妻方の親族、時には全く他人からも養子を迎えるという、父系の原則を無視したかたちで「血筋」をつないでゆくという柔軟さを持つことになった。しかし、それでもなお、日本社会の家族は父系原理を保っていると言い得るのは、個人を単位とする場合には父系の原則が守られてはいないが、『家』という集団で見ると、あくまでも父系原理は貫かれている。

ところが、皇室の場合は、日本の一般的な家の継承とは異なり厳密な意味での、つまり、個人を単位としての父系原理を貫こうとする。『血筋』は生物学的血筋を重んじている。」

「天皇家の場合、かつての戸主とは比較にならないほど重要なポストである天皇という地位の継承に係るが故に、生物学的血筋と社会的血筋とを一致させる必要があり、現在のような議論が生じているのである」

<『日本の家社会』(アジア遊学 No74特集アジアの家社会所収) >

## ◇皇位継承の選択肢◇

資料2

- I 男系男子に限る現皇室典範の継続 ①秋篠宮さま②悠仁さま④悠仁さまの男子・・・  
＜問題点＞将来の皇統(男統)は悠仁さまに男の子が出来る場合のみつながる。ただ、例えば15年後でも天皇陛下76歳、秋篠宮さま71歳でご健在とみられる。悠仁さまは30歳で男子を得ているか、その可能性も十分にある。
- II 女性女系容認の女性宮家・女性天皇(直系長子主義)の小泉内閣有識者会議案
- a 愛子さまから適用 ①愛子さま②愛子さまの子孫・・・秋篠宮さま→眞子さま→佳子さま→悠仁さま  
＜問題点＞愛子さまら女性にお子さまが生まれればその子(女系)にも継承権が生じて秋篠宮さま、悠仁さまの順位は下がり、即位の可能性はほぼ無くなる。いま法的にも確定している秋篠宮さま→悠仁さま・・・の男統こそ正統との異論も出て国論分裂の可能性も。
- b 悠仁さま以降から適用 ①秋篠宮さま②悠仁さま③悠仁さまの子(男系男女)・・・  
＜問題点＞悠仁さまのお妃は男子出産のプレッシャーは免れるが、Iと同じく現在の内親王、女王が降嫁して皇位継承の行方と皇室の務めは悠仁さま一人の肩に。「どうせ女系容認なら愛子さまから」との異論もありそう。
- III 一代限りの女性宮家(男系の女性に一代限り継承権を認める)
- a 直系優先 ①愛子さま②秋篠宮さま③眞子さま④佳子さま⑤悠仁さま  
＜問題点＞愛子さまら女性の継承権は認められるが、お子さまは認められず結婚で皇室を離れる。また年齢的に愛子さまの次に秋篠宮さまの即位の可能性は薄い。悠仁さまの順位は姉お二人の後になる。
- b 男子優先 ①秋篠宮さま②悠仁さま③愛子さま？眞子さま・佳子さま？  
＜問題点＞悠仁さまの次は眞子さまか愛子さまか—秋篠宮さまが即位する前と後では変わるなど順位が流動的に。悠仁さまに子が誕生すれば愛子さま、眞子さま・佳子さまの即位の可能性は薄らぐ。
- IV 一代限りの内親王家(皇室経済法上の「独立した生計を営む内親王」。継承権を認めないが、結婚しても皇籍に残っていただく。男系男子主義は維持する)
- ①秋篠宮さま②悠仁さま③悠仁さまの男子・・・  
＜問題点＞夫と子を皇族とするか否か。仮に皇族としても一代限りなのでお子さまは男女にかかわらず結婚したら皇籍を離れる。制度化するとしたら、典範第12条の適用除外などを時限立法や特例法で行うことになるのではないか。戸籍法と皇統譜令との整合性をどう計るか、当該内親王の独立一時金や年間支給定額(親王の半額。それぞれ3050万円、1525万円)は現皇室経済法のままでもいいのかどうか、など制度整備の議論が必要。  
野田佳彦内閣の有識者会議で「男系維持」を前提とする「女性宮家」「内親王家」に対しては「なし崩しに女性・女系天皇容認につながり男統断絶となりかねない」との反発も強く、着地に至らなかった。

## VI旧宮家系男系男子の復籍

＜問題点＞ I の男系男子原則は維持され、歴史上も天皇の直系に継承者不在の場合は例外なく傍系から受け入れてきた。宮内庁でも一時検討されたこともある。しかし、だれに復籍してもらうのか。男系で天皇に近い人か、明治天皇や昭和天皇の内親王の女系で近縁の男子孫（女系）か。何より、ご本人、受け入れる皇室の意思は。また復籍した人やその子孫の継承順位はどうするか。また現在も皇室の親戚のご縁は続いているとはいえ、男系では余りに遠縁で、かつ“臣籍降下”して一般市民となられて70年以上経っていることへの国民感情など複雑で制度化になじまず、ハードルは高いとみられる。

Ⅶ「皇女」等称号の創設 結婚により皇籍離脱した内親王に「元内親王」「皇女」といった称号で必要な経費や警護などの体制を整えて皇室の活動を外から支えていただく。皇位継承問題から切り離して皇族減少を補う。

＜問題点＞ 全ての元内親王に義務化できるかどうか。ご本人の意思の問題も。また内親王も現在は3方にとどまっている。例えば元紀宮（黒田清子）さまや、現在3方の女王方、すでに結婚した元女王方にまで対象を広げるかどうか。皇室、宮内庁、内閣との間での調整・運用で可能ではないか。ただ、この場合は、皇室で男統の継承が危うくなる方が一の事態となった場合、皇籍復帰していただく可能性を残しておくべきで、その場合は手続きも含め、どのような立法措置が考えられるか、前もって論議され国民的理解を得ておくのが望ましいのではないか。

＜註1＞ 上記選択肢では「兄弟姉妹間では男子優先」の場合は省略した。

＜註2＞ 過去の継承例は下記の通り。

直系継承	70例
兄姉弟継承	27例
その他の継承	28例
	(以上すべて男系継承)
女系継承	0例

## 参考資料

(Web 論座寄稿)

# 女性宮家の論点整理し「内親王家」創設の議論を

岩井克己 ジャーナリスト

2012年03月07日

このところ、天皇陛下の入院をきっかけにご負担軽減の問題と「女性宮家」論議とが同時進行で注目されている。しかし、天皇の国事行為や公務、祭祀などは、女性皇族が担うだろう活動とはほとんど重ならない。現天皇の公務などの軽減と「女性宮家」問題とは、それぞれ別の問題として考えるべきことだろう。

とりあえず、今回は野田内閣が検討を始めた「女性宮家」問題について論じたい。

「女性宮家」論議のスタートと内閣の取り運びをみていて、筆者には論理的筋道と現実論や個人的主観とが錯綜して、いささか混乱しつつあるように見える。野田内閣の取り運びもやや姑息な感じを否めない。

まず、「皇位継承の問題とは切り離して女性宮家の問題に絞って論議する」という土俵の据え方。丸い土俵の一部に徳俵を造るといような話で、しかも土俵に女は登らせないという相撲の伝統には手をつけないよ、という話だ。しかし、女が登れる徳俵を造るということは、そのまま女性横綱（女帝）に土俵入りしてもらおう道へと通じるのはだれが見ても明らかではないだろうか。

野田首相は、衆院予算委員会でこう言っている。

「皇室活動の安定性の確保は緊急性を要する。女性宮家の問題を皇位継承問題から切り離し、早急に結論を出したい」

そして、こうみえを切った。

「男系で皇位が継承されてきた伝統を重く受け止める」「皇室典範1条で皇位は男系と明記している。古来長く続いてきた歴史的な重みをしっかり受け止める」

自民党の男系重視派議員への答弁だ。これについて、メディアの一部では「野田首相は女

系・女性天皇の容認に慎重な姿勢」と報じた。まんまとだまされているのではないだろうか。

確かに野田首相の答弁は、いかにも典範第1条には手をつけないと言っているようにみえる。しかし、典範第1条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と男系男子主義をうたっている。野田首相は「男系」を重く受け止めると言っているが、「典範第1条を重く受け止める」とは言っていない。内親王・女王方は男系女子であり、歴史上の8人の女帝もそうだ。野田首相の答弁は、将来の「女性天皇」（男系女子）の可能性をにらんでいるよ、と言っているようなものなのである。これでは皇位継承問題と切り離していることにはならない。

「女性宮家」という用語も曲者だ。

そもそも「宮家」とは何か。

まず8世紀、天皇が男子皇族に「親王」の身分を与える「親王宣下」の例が現れ、鎌倉時代に皇子・皇孫が「宮」家を立てる例も出てきて、南北朝時代に長年にわたり世襲の「宮家」を営む制が定着する。例えば常磐井宮（ときわいのみや）家は250年続き、伏見宮家は23代目の博明王が1947年に「臣籍降下」するまで550年間にわたり男系の血筋をつないで宮家を維持した。後花園天皇は同宮家から即位した。

また18世紀、皇位継承者の先細りを案じた新井白石の献言で東山天皇の皇子直仁（なおひと）親王が閑院宮家を立て、その2代目典仁（すけひと）親王の子兼仁（ともひと）親王が光格天皇として皇位を継ぎ、以後、その系統で仁孝、孝明、明治、大正、昭和、現天皇陛下へと続いている。

「宮家」とは、皇室を囲む「藩屏（はんぺい）」であり、代々にわたって天皇の血筋を温存して時には皇統をつなぐための世襲親王のファミリーの呼び名であり「天皇の血のリレーの伴走者」（評論家大宅壮一氏）だった。

だから、「皇室活動の安定性」のため、つまり皇族数の減少による公務の先細りを補う担い手として内親王や女王に皇室に残ってもらうという話と、「女性宮家」を立ててもらおうという話とは筋が違う話なのだ。

幕末から明治にかけ、桂宮家を異母姉の淑子（すみこ）内親王が継いだ例が過去に1例だけある。しかし、これは宮家に男子継承者が途絶えたため姉が一代限り継いで断絶したケース。男系男子の宮家を一代だけ延命させたものだ。近年の秩父宮家、高松宮家、高円宮家のように、ご当主の男子皇族が亡くなったあと妃殿下が当主扱いで存命中だけ宮家を維持し

ているのに近い。高円宮家の久子妃を「女性宮家当主」とは呼ばない。女性宮家を「創設」した例はひとつもない。

皇室典範にも「宮」号や「宮家」の規定はない。あるのは皇室経済法で「独立した生計を営む親王・王」だ。そして女性にも独身の間は「独立した生計を営む内親王・女王」を認める規定が設けられているのである。

野田首相は「皇位継承の問題とは切り離す」というのなら、「典範第1条には手をつけない」と答弁すべきなのだ。内親王・女王に皇位継承権は与えないし、夫君やお子さまは皇族としないか、仮に皇族に加えても一代限りとするというのが筋だろう。内閣、宮内庁がこれに気付いていないとは考えにくい。むしろ旧皇族復帰論を門前払いするため意図的に混乱を整理しないまま論議を進めようとしているかにみえる。まとまる話もまとまらなくなる心配はないだろうか。

論議の混迷を避けるためにも、「内親王家」を認めるかどうかから出発して議論してはどうだろう。その上で、もしどうしても必要というなら、女性当主やその子孫にも継承権を想定する「宮家」創立として、つまり「皇位継承問題」にも関わるものとしてきちんと提議するのが誠実な行き方ではないだろうか。

また、皇室の公務を支える「内親王家」といっても、その形にはいくつかのパターンが考えられる。例えば、

(1) 結婚後、現制度通り皇室を離れ、夫君の戸籍に入るが、「内親王」の称号は維持してもらおう形。戦前の旧皇室典範では認められていた。

(2) 結婚後も内親王は皇族に残り、夫君やお子さんは皇族としない形。

(3) 結婚後は内親王の皇統譜に夫君が皇族として入り、お子さまも皇族となるが、お子さまは男女にかかわらず結婚したら皇室を出て一般国民になる形。

(1)(2)(3)のいずれについても、公務を支えてもらう以上は国費を支給しスタッフをつける。その支給の額やお住まいをどうするかなどは個別に検討して皇室経済法や同施行法に規定を加えればいだろう。

まず(1)の場合。内親王は結婚後は夫の戸籍に入るが、称号は維持して皇室を側面から支える。近現代の内親王で、初めて本格的に公務に携わったのは紀宮さま(現黒田清子さん)だった。現在は黒田家の奥さまだが、立派に公務を果たしていただだけに、一般的には今も「内親王」という意識が国民の間にあるだろう。今回の天皇陛下の入院でも陰ながらご両親を支

えた。例えば、「内親王」称号を授与して国費を支給し、最低限のお手伝いのスタッフや警備・護衛を配置して公務を一部分担してもらい、ご親族として両陛下や兄君方、悠仁さまを始めとする甥や姪の方々を支えてもらうのに、さほど抵抗感はないのではないか。清子さんが皇族復帰を望めば（２）や（３）のケースにあてはめる。今のままがいいと希望すれば、検討対象から外す。現内親王がこの扱いを希望するかもしれない。

（２）の場合。例えば、眞子さま、佳子さま、愛子さまが結婚したら、本人は皇統譜に残し、夫君は戸籍をつくれればいい。夫君の戸籍には「配偶者は××内親王」と付記され、内親王は皇統譜に「配偶者は××」と記載されればいいのではないか。同一の籍ではないわけだが、現戸籍法ではわれわれ一般国民でも外国人など日本国民以外の人と結婚した場合には戸籍にそう付記されるのだから。

（３）の場合。夫君もお子さまも当面は皇族になるが、お子さまが結婚後は独立して皇室を出る。これも、内親王や女王の方たちが歴史上ずっとそうなのだから、そのつもりで育てればいいだろう。また、それだけに世々代々世襲となる「宮家」とは呼ばず、「内親王家」と呼んでけじめをつけるべきだろう。

皇室に残るということは、様々な制約を負うことにもなり、内親王方本人が望む途とは必ずしも限らない。結婚相手の男性にしても、自らの志、目標、夢や社会人としての人生を断念して皇室入りしたいと考えるとは限らない。一定の形を強いるよりは、ご本人の希望に応じて幅広い選択肢を用意し選んでもらうほうが親切ではないだろうか。

また、場合によっては範囲を広げて三笠宮系の女王方にも幕末の桂宮家のように一代限り父宮家を継いで「女王家」として公務を一部担ってもらうことも検討されてもいいだろう。

ただ、（３）の場合は「なし崩しに女性・女系天皇への道をひらく」「『万世一系』がゆらぐ」との反発は避けられないだろう。もし内閣や宮内庁が夫や子も皇族にすべきだと考えるなら、正面からきちんと説明するべきで、いつまでも「皇位継承問題とは切り離す」とごまかさないほうがいい。また、その覚悟と準備がないのならば、男系重視派、旧皇族復帰論者も妥協できる着地を真剣に模索すべきだろう。

将来、悠仁親王が即位したら、国事行為の臨時代行はだれがするのかという疑問もあるかもしれないが、国事行為臨時代行法では、摂政の順位に準じて皇后、皇太后、太皇太后、内親王、女王も代行できる規定になっており、その問題はクリアできる。悠仁親王に万一のことがあっても、その頃までに悠仁親王の男児が生まれていて幼ければ悠仁親王の皇后や皇太后の紀子さま、上記内親王方ら女性皇族が摂政を務めることで乗り切れる。その頃までに男児が生まれていない事態に備えるのならば、男系が途絶えた場合を想定して内親王や女

王にも継承権を与えるのか、それとも旧皇族復帰かの「皇位継承に関わる」論議を早めに本格化させればいい。

天皇陛下は子ども時代に英語教師エリザベス・ヴァイニング夫人から「将来何になりたいか」と問われた時、「天皇になる」と答え、後年、「それ以外の道は考えられなかったから」と語った。天皇、皇族として生きるということは、その星の下に生まれた運命と責務を引き受けて生き抜く覚悟をすることでもある。その意味で皇位継承法の根幹は、なりゆきや都合に合わせて安易にいじるべきではないだろう。

内親王方や女王方として、幼い頃から、皇室の維持のために自らは結婚したら皇室を出て一市民として生きる定めだと思って成長してきているはずだ。そういう女性方の運命に直に関わるだけに、本人の意思や希望は出来るだけ尊重されるべきだろう。

## 政府の「女性皇族を残す論点整理」は、さらなる説明が必要だ

岩井克己 ジャーナリスト

2012年10月17日

野田内閣は、女性皇族に結婚後も皇室の活動を支えてもらう方策について、12人の有識者からのヒアリングを踏まえた「論点整理」を先ごろ発表し、公開ヒアリングに入った。しかし、経過と「論点整理」や政治環境をみると、まだまだ機は熟したというにはほど遠く、さらなる説明が求められるように思われる。

政府の「論点整理」は、方策を次のように三つに分類している。

- (A-1) 女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持する。夫や子も皇族とする。
- (A-2) 女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持する。夫や子は皇族としない。
- (B) 女性皇族は結婚後は皇籍を離脱するが、皇室の活動を支援できるようにする。

そして、すべて対象は内親王に限る一というものだ。

筆者は今年3月7日、本欄で「女性宮家の論点整理し『内親王家』創設の議論を」と題して論点整理を試みた。皇位継承権が絡むとの誤解を生む「女性宮家」の呼称は避け、皇位継承権のない1代限りの「内親王家」と呼ぶべきだとして、そのパターンを次のように三つに分けた。

【1】結婚後、現制度通り皇室を離れ、夫君の戸籍に入るが、「内親王」の称号は維持してもらう形。戦前の旧皇室典範では認められていた。

【2】結婚後も内親王は皇族に残り、夫君やお子さんは皇族としない形。

【3】結婚後は内親王の皇統譜に夫君が皇族として入り、お子さまも皇族となるが、お子さまは男女にかかわらず結婚したら皇室を出て一般国民になる形。

今回の政府の論点整理は、順番が逆になっただけで骨子は同じであり、また「女性宮家」の呼称は使わない形をとっているのので、筆者としては、おおむね納得できる。

ただ、【1】で示した「内親王」称号付与案については、政府の（B）案では結婚後の「内親王」称号の付与は「困難」として却下し、身分は国家公務員とするとした。大方に「意外」あるいは「不自然な整理」と受け取られたのではないか。早くも男系重視派の国会議員らから「公務員とは失礼だ」などと反発の声もあがっている。ヒアリングを受けた有識者の意見表明ではほとんど出ていなかった判断を政府側から付け加えた形だからだ。有識者の人たちも少なからず当惑したのではないだろうか。

誤解があればお許し願いたい、12人の有識者が、称号付与案についてヒアリングでどんな立場を表明していたかを筆者なりに分類してみよう。

- ・積極的支持：櫻井よしこ、百地章、島善高、八木秀次の4氏。
- ・中立的支持：大石眞、市村真一、小田部雄次の3氏。
- ・言及せず：山内昌之、今谷明、田原総一郎、笠原英彦の4氏。
- ・強い反対：所功氏。

積極、消極の濃淡はあれ、12人のうち7人が支持していたようだが、政府は「法の下での平等を定めた憲法第14条との関係において疑義を生じかねない」との判断を加えて退けた。

「内親王」称号付与案は、戦前の旧皇室典範が第44条で「皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列にあらず。ただし特旨により内親王女王の称を有せしむることもある」としていたのを復活させるべきだというものだ。これには一部の女系・女性天皇容認論者から「第44条は、女性皇族の結婚相手を皇族または勅旨で認められた華族に限るとの旧典範第39条を前提としたもので、華族制度など身分制度を基礎としているので、身分制度のない現在では困難」との指摘が出ていた。しかし、法の下での平等からの疑義という論点は、有識者ヒアリングではほとんど出ておらず、唐突感が漂うのも無理はない。旧典範のコンメンタールである伊藤博文『皇室典範義解』では「天皇から特別に賜る尊称であって身分とは関係ない」と解説されている。内親王の「降嫁」先が華族なら称号を与えてもいいが、一般国民ならダメだという理屈はわかりにくい。政府は「内親王称号は身位を表すもので、国民との間に新たな身分差別をつくる」との見解のようであり、恐らく内閣法制局の検討によるのだろう。では、「元内親王」「皇女」などの称号ならいいのだろうか？

上記の有識者の賛否の分布をみると、男系維持を重んじる立場の人と女性・女系容認派の人との間でかなりはっきり分かれる論点となっており、比較的中立の立場の人は両派の合意できる「落としどころ」との意見のようにもみえる。

また、女性皇族の自由意思を尊重して、いずれのパターンを選ぶか選択できるようにして差し上げるのが親切だというのが筆者の意見であり、政府も論点整理で配慮を打ち出している。称号付与案は、皇室を出る選択をした女性皇族にも皇室を支える役割を果たしてもらう方策を残す面も大きい。

また、この点に関連して、政府が対象を全面的に内親王に限ったのは、有識者から「女王も対象にすべきだ」との見解も出ていただけに、女王を排除したことの詳しい説明が必要だろう。というのも、内親王は現在は皇太子家の愛子さまと秋篠宮家の眞子さま、佳子さまの計3人だけであり、このうちどなたか本人が配偶者とも相談して皇室を出ることを希望した場合は、人数の面で心もとないからだ。「女王も加えると皇室の規模が膨らみすぎる」というのかもしれないが、余り説得力はない。現在ある宮家は今後どんどん減少するし、女王の中には「結婚したら皇室を出て一般国民として生きたい」との希望を既に表明している人もいるうえ、新たな「内親王家」「女王家」も1代限りで終わることが想定されるからだ。

いずれにしろ、内親王には結婚して皇籍を離れたとしても、一般国民の中には敬愛や親しみの念はあるのだろうし、政府の公務員案が皇籍離脱後の元内親王にも皇室活動を支援してもらう方策として考えられたのなら、政府はもっといねいに説明するべきだろう。

称号付与案には思いのほか多くの論者が賛成した。政府は(B)案として残したものの、いささかぞんざいで刺激的な表現をした。その裏には、これだけが「落としどころ」となっ

てしまうと、皇族の数の減少への対策にならないこと、そして更には将来の皇統の危機に備えて女性・女系継承への芽が残らないこと、それくらいなら中途半端な措置はしないほうがましだという方向に世論を誘導する狙いが透けて見えると受け取られないだろうか。

解散・総選挙がちらつく政局の行方はますます不透明になっている。与党も野党も、本格的に手をつければ党内が割れる恐れもある典範問題に取り組む余裕は当分なさそうだ。メディアの中にも「現政権での着地はないのではないか」との観測も出ている。自民党の安倍晋三新総裁は、以前から強く男系重視・旧皇族復籍を主張しているだけに、もし自民党の政権復帰があれば、典範問題をめぐる政治環境はがらりと変わるだろう。

この課題を法案化し、国会で着地させるまでには、いくつも高いハードルが待ち構えており、まだまだ様々な曲折がありそうだ。